

陳情第154号	受理年月日	平成28年6月17日
付託委員会	環境建設委員会	
陳情者	八幡西区本城三丁目22-19 大庭 孝広	
件名	危険な駐車場出入り口の見直しについて	
要旨		
<p>私は車道から店舗等の駐車場への車両出入り口において数え切れないほど危険な経験をしている。そうした駐車場出入り口は、全て法令に違反して設置されたものである。</p> <p>若松区及び八幡西区の駐車場出入り口の歩道の切り下げに関する歩道一部改築工事申請を調査したところ、本市の基準に適合していない出入り口は、全て許可してはならない内容であった。更に、担当窓口であるまちづくり整備課が、バス停や電柱の移設、中央分離帯の切り欠きなど公共施設の変更を申請者に指南していることも問題である。虚偽申請をしている事業者も存在するが、それを含め許可した出入り口の全てについて大至急見直す必要がある。</p> <p>本市の基準では、やむを得ない場合は基準から外れることも許容しているが、個人的理由、それも営利目的などがやむを得ない理由になるはずがない。そのような常識すら持ち合わせていない職員が業務に当たっていることが一番の問題である。しかも問題を指摘した後も基準に外れた申請を許可し続けている。</p> <p>については、次のとおり措置していただきたい。</p>		
記		
<p>1 常識を持ち合わせている職員を選任し、市内の駐車場出入り口を全て点検し、法令に違反する箇所は全て改修・復元させること。</p> <p>2 法令に違反した出入り口が原因で事故が発生している可能性がある。市民と保険会社などに情報を発信し、被害者があれば市と出入り口設置者で賠償すること。</p>		